

令和二年三月

令和二年二月文京区議会定例議会議案(四)

文京区

目次

議案第七十号	文京区国民健康保険条例等の一部を改正する条例	1頁
議案第七十一号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例	3頁
議案第七十二号	特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修機械設備更新工事請負契約	11頁
議案第七十三号	文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約	13頁
議案第七十四号	文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約	15頁
議案第七十五号	文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事請負契約	17頁

議案第七十号

文京区国民健康保険条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年三月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(文京区国民健康保険条例の一部改正)

第一条 文京区国民健康保険条例(昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の七・二五」を「百分の七・一四」に改める。

第十五条の八中「六十一万円」を「六十三万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・二四」を「百分の二・二九」に改め、同条第二号中「一万二千三百円」を「一万二千九百円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・四一」を「百分の一・六九」に、「百分の五十四」を「百分の五十八」に改め、同条第二号中「百分の四十六」を「百分の四十二」に改める。

第十六条の五中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第十九条の二中「六十一万円」を「六十三万円」に、「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第一号イ中「八千六百十円」を「九千三十円」に改め、同条第二号中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同号イ中「六千五百十円」を「六千四百五十円」に改め、同条第三号中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同号イ中「二千四百六十円」を「二千五百八十円」に改める。

(文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成三十一年三月文京区条例第九号)の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の文京区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四、第十六条の五及び第十九条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十一号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年三月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二備考1中「部分又は」を「部分若しくは」に改め、「存在しない場合」の下に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加える。

別表第三5の項を次のように改める。

5		建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	認定申請のとき。
1		申請に併せて建築物省エネ法第二十三条の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるもの	次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	
(1)	一戸建て住宅		五千百円	
(2)	（1）以外の建築物		九千七百円	
	ア	住宅部分	五千百円	
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円	
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万千円	
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四万六千円	

		(2) 外の建築物		(1) 以上の部分		(ア) 住宅		項第二号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。による場合	
(ウ) 仕様基準による場合		(イ) フロア入力法 (省令第一号第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ)による場合		(ア) 性能基準(省令第一号第一項第二号イ(1)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第三号に定める基準をいう。以下同じ)による場合					
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
五万八千円	三万三千百円	十五万七千円	十万四千円	五万八千円	三万三千百円	二十八万千円	十九万六千円	十一万六千円	六万九千百円
									一万九千百円

		イ 非住宅部分		(ア) モデル建物法による場合		(イ) 標準入力法等による場合	
当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	十萬四千元	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	十五萬七千元	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八萬七千円	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三六萬七千円
当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	二十萬九千元	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上五平方メートル未満のもの	十四萬五千七百円	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	二十萬五千七百円	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	五十二萬三千七百円
当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	三十七萬千円	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	十五萬七千元	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	八萬七千円	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	三十七萬千円
当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	四十三萬五千円	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	十五萬七千元	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	八萬七千円	当該部分の床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの	四十三萬五千円

別表第三備考を次のように改める。

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項1の規定により算出した額とする。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の2の項1の規定により算出した額とする。

3 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物

当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六十四万六千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	七十六万三千円
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	八十七万千円

エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更当該していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

6 建築物省エネ法第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（建築物省エネ法附則第三条第一項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建

建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

10 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

11 向上計画認定申請手数料等について、複合建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

12 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

13 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

14 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説 明)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するため、本案を提出いたします。

議案第七十二号

特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修機械設備更新工事請負契約
右の議案を提出する。

令和二年三月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修機械設備更新工事請負契約
特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修機械設備更新工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修機械設備更新工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金九億四百二十万円
- 四 契約の相手方 酒井・日管・高橋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区大塚六丁目十一番十二号

酒井工業株式会社

代表取締役 酒井政男

構成員 東京都文京区湯島一丁目十一番五号

株式会社日管設備

代表取締役 富永光孝

構成員 東京都文京区本駒込二丁目二十七番十六号

株式会社高橋管工社

代表取締役 高橋直和

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和四年十二月五日まで
- 二 支出科目等 令和元年度 一般会計 民生費 老人福祉費
- 令和二年度 債務負担行為
- 令和三年度 債務負担行為
- 令和四年度 債務負担行為

議案第七十三号

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約
右の議案を提出する。

令和二年三月十九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金六十六億千六百五十万円
- 四 契約の相手方 五洋・山口・トリヤマ建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区後楽二丁目二番八号

五洋建設株式会社東京土木支店

執行役員支店長 町田周一

構成員 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号

山口建設株式会社

代表取締役 山口巖

構成員 東京都文京区本駒込二丁目十九番三号

トリヤマ株式会社

代表取締役 鳥山金一郎

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年二月二十七日まで
- 二 支出科目等 令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費
- 令和二年度 債務負担行為
- 令和三年度 債務負担行為
- 令和四年度 債務負担行為
- 令和五年度 債務負担行為
- 令和六年度 債務負担行為
- 令和七年度 債務負担行為

議案第七十四号

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約
右の議案を提出する。

令和二年三月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事請負契約
文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事
- 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約
- 三 契約金額 金十億二千六百七十四万円
- 四 契約の相手方 国光・阿部・小嶋建設共同企業体

構成員（代表者）

東京都文京区本郷三丁目三番十三号ウィーク御茶ノ水ビル五階
国光施設工業株式会社文京支店

支店長 山口信良

構成員

東京都文京区千石四丁目二十九番七号

株式会社阿部電業社

代表取締役 阿部賀永

構成員

東京都文京区千駄木二丁目四十六番四号

小嶋電工株式会社

代表取締役 小嶋幸男

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- | | |
|---------|-----------------------|
| 一 工 期 | 契約締結の翌日から令和六年十一月十五日まで |
| 二 支出科目等 | 令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費 |
| | 令和二年度 債務負担行為 |
| | 令和三年度 債務負担行為 |
| | 令和四年度 債務負担行為 |
| | 令和五年度 債務負担行為 |
| | 令和六年度 債務負担行為 |
| | 令和七年度 債務負担行為 |

議案第七十五号

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事請負契約
右の議案を提出する。

令和二年三月十九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事請負契約
文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金九億三千五百万円
- 四 契約の相手方 太平・泉屋・高田建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区本郷一丁目十九番六号

株式会社太平エンジニアリング

代表取締役 後藤悟志

構成員 東京都文京区湯島一丁目六番八号

株式会社泉屋工業所

代表取締役 齋藤博

構成員 東京都文京区大塚五丁目一番十七号

高田工業株式会社

代表取締役 蓮見俊一郎

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工 期	契約締結の翌日から令和六年十一月十五日まで
二 支出科目等	令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費
	令和二年度 債務負担行為
	令和三年度 債務負担行為
	令和四年度 債務負担行為
	令和五年度 債務負担行為
	令和六年度 債務負担行為
	令和七年度 債務負担行為

